公有財産売買契約書（案）

１　物件の表示

末尾記載のとおり

２　契約金額及び支払方法

	支払期限	金　　額
Ａ 売 買 代 金	本契約締結日から21営業日以内	円
Ｂ 契 約 保 証 金	本契約締結前までに納付する。	円
Ｃ差し引き金額 （Ａ－Ｂ）	令和〇年〇月〇日	円

３　その他約定事項

	内容
所有権移転・引渡し	上記Ｃを完納したときに、行われたものとする。
契約に必要な費用	買主が収入印紙代　〇円を負担する。
登記に必要な費用	買主が登録免許税を納付する。

４　契約不適合責任

	内容
契約不適合責任	買主は売主に対し、引き渡された売買物件の種類又は品質が本契約に適合しないことを理由として、売主に対し追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

札幌市（以下「売主」という。）と○○（以下、「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第1条　売主及び買主は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。
（売買物件）
第２条　売主は、標記物件（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、これを買主は、所在及び面積を確認して売主から買い受ける。
２　売買物件の面積は、別添図面等資料による面積であり、買主は、本数量をもって契約面積とすることを了承するものとする。
（売買代金）
第３条　売買代金は、金○円とする。
２　前項における売買代金の内訳は、以下のとおりとする。
土地　　○円
３　買主は、第１項の売買代金から次条第１項の契約保証金を差し引いた金○円を、売主の発行する納入通知書により令和○年○月○日までに一括納入しなければならない。
（契約保証金）
第４条　買主は、契約締結までに契約保証金として、金○円（売買代金の１０％）を売主に支払うものとする。
２　売主は、買主が前条第３項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。
３　売主は、買主が前条第３項に規定する義務を履行しなかったときに、契約保証金の全部を売主に帰属させる。
（所有権の移転及び売買物件の引渡し）
第５条　売買物件の所有権は、買主が売買代金（第３条第３項に規定する納入指定期限まで　に売買代金を納入しない場合にあっては、第１６条第１項第３号に規定する違約金を含む。）を完納したとき、売主から買主へ移転する。
２　前項の規定により所有権が移転したとき、同時に売買物件の現況での引渡しが行われたものとする。
（従物の帰属）
第６条　売買物件に従属する残置物等（以下「備品等」という。）は、第５条第１項の規定により所有権が移転したとき、買主に帰属する。ただし、公共ますを除く。
２　その他疑義のある備品等の存在が発覚した場合は、売主と買主が協議のうえ帰属について定める。
（登記の嘱託）
第７条　買主は、第５条第１項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記に必要な一切の書類を売主に提出し、売主は遅滞なく所有権移転の登記を嘱託するものとする。

２　前項の登記の嘱託に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第８条　本契約締結の時から第５条第２項に規定する引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他売主又は買主のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能になったときは、売主及び買主は書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、第３条第３項及び第５条の規定にかかわらず、売買代金の納入期限及び売買物件の引渡し時期は売主及び買主が協議のうえ、別途定めるものとする。

３　売買物件の引渡し前に、第１項の事由によって売買物件が滅失又は損傷したときであっても、買主は売主に対して、代金減額を請求することはできない。

（竣工期限等）

第８条の２　買主は、令和〇年〇月〇日までに、公募提案型売却の応募時に提出した事業計画書（以下「計画書」という。）に示した工事を竣工させなければならない。

２　買主は、やむを得ず前項に定める期限までに竣工できないときは、その理由及び新たな期限を書面により申し出て、同項に定める期限までに売主の承諾を得なければならない。

３　前項の承諾を得られた場合において、買主は、売主の承諾した期限までに工事を竣工しなければならない。（特約条項）

第９条　買主は、売買物件が売買契約書添付の物件説明書（別紙）に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

２　売買物件に関して、売主が第三者と締結した確認書や覚書等（以下「確認書等」という。）があるときは、買主は、第５条第２項に定める引渡しの日から確認書等に記載された全ての事項について売主の地位を承継するものとし、売主に代わり、確認書等の内容を誠実に遵守しなければならない。

（契約不適合責任）

第９条の２　買主は、第５条第２項に規定する引渡しの日以後、売買物件の種類又は品質が本契約に適合しないことを理由として、売主に対し追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

（土地利用指定及び期間）

第１０条　買主は、第５条第２項に規定する引渡しの日から１０年間（以下「指定期間」という。）は、公募提案型売却の応募時に提出した事業計画書（以下「計画書」という。）の内容に従い、売買物件を利用しなければならない。

２　買主は、建築確認等の諸手続きの前に、建築計画の概要と計画書の整合性についてあらかじめ売主の確認を受けなければならない。また、建築基準法（昭和２５年法律

第２０１号）第６条第１項の規定による確認済証及び同法第７条第５項の規定による検査済証の交付を受けたときは、それらの写しを売主に提出するものとする。

３　買主は、指定の期間に事業実施上やむを得ない理由で計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、変更を必要とする理由及び変更後の計画を詳細に記載した書面により売主の承諾を得なければならない。

（所有権移転等の制限）

第１１条　買主は、指定期間内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、計画書において予定されていた場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ書面により申し出て売主の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（１）　売買物件及び売買物件の土地に建築する建物の所有権を第三者に移転又は設定しないこと。

（２）　売買物件及び売買物件の土地に建築する建物に地上権、質権、使用賃借による権利又は賃貸借その他使用及び収益を目的とする権利を設定しないこと。

（３）　売買物件の建物及び売買物件の土地に建築する建物を区分所有権の目的としないこと。

（報告義務）

第１２条　買主は、指定期間において、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、書面により売主に報告しなければならない。

（１）　買主の所在地、名称、連絡先を変更したとき。

（２）　買主の代表者を変更したとき。

（３）　その他、計画書の内容に基づく土地利用等の継続に影響を与える事実が生じたとき。

（公序良俗に反する使用の禁止）

第１３条　買主は、売買物件を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号。以下「暴排条例」という。）第２条第１項第１号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

２　買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。

３　買主は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に、前２項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

４　買主は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、同項の使用の禁止を免れるものではない。

５　買主は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、第１項及び前項の内容を遵守させなければならない。

（風俗営業等の禁止）

第１４条　買主は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。

２　買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。

３　買主は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第１項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は同項の使用の禁止を免れるものではない。

（実地調査等）

第１５条　売主は、指定期間において、第１０条から第１４条に規定する内容について必要があると認めるときは、買主に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　買主は、指定期間において、売主から要求があるときは、第１０条から第１４条に規定する内容について、その事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。

３　買主は、指定期間において、正当な理由なく前２項の規定による調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

４　買主は、指定期間において、売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を売主に年１回（毎年６月３０日まで）報告しなければならない。

（違約金）

第１６条　買主は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に規定する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

（１）　第１０条、第１１条、第１３条又は第１４条に規定する義務に違反したときは、売買代金の３０パーセントに相当する金額

（２）　第８条の２、第１５条に規定する義務に違反したときは、売買代金の１０パーセントに相当　　する金額

（３）　第３条第３項に規定する義務を履行せず指定する期限後に納める場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年１４．６パーセントの利率で計算した金額

２　前項の違約金は、第２１条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１７条　売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、催告せず、本契約を解除することができる。

（１）　本契約に定める義務を履行しないとき。

（２）　暴排条例第２条第１項第１号に規定する暴力団その他の反社会的団体に該当することが判明したとき。

（買戻し特約及び特約登記）

第１８条　売主は、買主が第１０条、第１１条、第１３条又は第１４条に規定する義務に違反したときは、買主が支払った売買代金を返還することにより、売買物件の買戻しをすることができるものとする。ただし、その売買代金には利息は付さない。

２　前項の規定の期間は、第１０条第１項に規定する指定期間とする。

３　第１項の場合において、売買物件の土地が分筆されているときは、第３条第２項第１号に定める土地の売買代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金（以下「分筆後按分した売買代金」という。）とし、分筆後の各土地について売主が第１項の買戻権を行使したときは、分筆後按分した売買代金の返還を行うものとする。

４　買主は、売主が売買物件に第１項及び第２項に定める買戻しの特約事項を登記することを承諾するものとし、その登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。

５　第２項に規定する期間が経過したとき、売主は、買主の請求により前項の特約事項の抹消登記を嘱託するものとし、その登記に要する費用は買主の負担とする。

（買戻権の行使）

第１８条の２　売主が第１８条第１項に定める買戻権を行使したとき、所有権移転に係る登記は売主が行うものとし、買主は売主の指定する期日までにその登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。また、その登記に必要な費用は買主の負担とする。

２　前項の所有権移転登記が完了した後、売主は買主の請求により、買主に売買代金の返還を行うものとする。

３　売主は、買戻権を行使するときは、買主の負担した本契約の費用を返還しない。

４　売主は、買戻権を行使するときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（返還金等）

第１９条　売主又は買主が本契約を解除したとき、売主は、既に買主が支払った売買代金（契約保証金を除く）があるときは、それを買主に返還する。

２　売主又は買主がこの契約を解除したときは、売主は、買主が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は買主に返還する。

（１）　売主の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。

（２）　第８条第１項の規定により契約を解除するとき。

３　前２項による返還金には利息を付さない。

４　売主又は買主が、本契約を解除したときは、買主の負担した本契約の費用は返還しない。

５　売主又は買主が、本契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に投　じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

６　売主は、前条第２項、本条第１項及び第２項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第１６条第１項に規定する違約金、次条第２項に定める費用、同条

第３項若しくは第４項又は第２１条に規定する損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

（原状回復及び返還）

第２０条　売主又は買主が売買物件の引渡し後にこの契約を解除したとき又は売主が第１８条第１項の規定により買戻権を行使したとき、買主は、売主の指示するところにより、売買物件を自らの負担で引渡し時の状態に回復したうえで、売主に返還しなければならない。ただし、売買物件を引渡し時の状態に回復することが適当でないと売主が認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　売主の指定した期日までに、買主が前項に定める原状回復義務を履行しないときは、売主は買主に代わってこれを行うことができるものとし、買主に対して原状回復に要した費用を請求することができるものとする。

３　買主は、第１項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時における、また、売主又は買主が本契約を解除した場合においては契約解除時における売買物件の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責めに帰すべき事由により売主に損害を与えているときは、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。

４　第１項の場合において、買主は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として売主の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。

５　買主は、第１項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに売買物件（契約締結後に売買物件の土地に建築した建物等の存在を原因として第１項ただし書きを適用する場合は、それらの建物等を含む。）の所有権移転登記の承諾書を売主に提出し、その登記に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第２１条　売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができるものとする。

（公租公課の負担）

第２２条　本契約締結後に到来する公租公課は、買主の負担とする。

（契約締結の費用）

第２３条　本契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

（相隣関係等）

第２４条　買主は、売買物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するとともに、万一紛争が生じた場合には、全て買主の負担と責任において解決しなければならない。

２　買主は事業に着手するにあたって、近隣住民や地元関係団体からの要望等に対し、誠意をもって協議に応じなければならない。

（管轄裁判所）

第２５条　本契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第２６条　本契約に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定める。

本契約を証するため、本書を２通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

売主　　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市
代表者　市長　　秋元　克広　　印

買主　　住　所
氏　名
印

物件の表示

1　旧青葉小学校

(1)　土地

所在	地番	地目	公簿面積	実測面積
札幌市厚別区青葉町６丁目	435－319	宅地	12,275.80 ㎡	12,275.80 ㎡

【資料２】

物　件　説　明　書

最低価格	633,000,000円

※土地の参考価格（非課税）

土　地

物件の表示	所在	地番	地目	公簿面積	実測面積
	札幌市厚別区青葉町６丁目	435－319	宅地	12,275.80㎡	12,275.80㎡

区域区分	市街化区域			
計画道路	なし			
区画整理	なし			
開発許可	1,000㎡以上の開発行為は札幌市長の許可が必要			
用途地域	第一種中高層住居専用地域			
建蔽率	60％			
容積率	200％			
特別用途地区	なし			
高度地区	27m高度地区			
その他	居住誘導区域、都市機能誘導区域外、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、地区計画（青葉町団地）、緑保全創出地域（居住系市街地）、札幌市屋外広告物条例			
許可・認定	なし			
接続道路	北	下野幌団地12号線	舗装済・歩道有	幅員　8.00m～8.00m
	南	下野幌団地14号線	舗装済・歩道有	幅員　8.00m～13.04m
	西	下野幌団地29号線	舗装済・歩道有	幅員　17.84m～39.00m

公共供給施設	種類	接面道路の状況	主な問合先
	電気	配線　有	北海道電力(株)道央支社　法人営業グループ　011-251-4795
	ガス	配管　有	北海道ガス（株）　0570-008800
	上水道	配管　有	札幌市水道局　電話受付センター　011-211-7770
	下水道	配管　有	札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課　011-818-3422

公共施設等までの距離	公共施設等	距離
	地下鉄新さっぽろ駅（厚別区厚別中央２条５丁目）	約　1,200m
	札幌市立青葉中学校（厚別区青葉町10丁目１－１）	約　700m
	札幌市立新札幌わかば小学校（厚別区厚別南７丁目９－１）	約　900m
	厚別区役所（厚別区厚別中央１条５丁目３－２）	約　900m

【資料２】

特記事項	1. 土地は測量による実測値に基づき登記済みです。 2. 本物件内には、【資料３】のとおり埋設物（汚水桝など）が一部残置されております。また、【資料３】に示すとおり、暗渠排水管が残置されている可能性があります。なお、【資料３】に記載はありませんが、擁壁が残置されております。 3. 本物件内において、筋掘調査は実施していないため、本資料等に記載されていない埋設物が残置されている可能性があります。 4. 本市では、埋設物及び残置物の撤去は行いません。 5. 本物件には、【資料４】のとおり越境している工作物が存在します。なお、札幌市と隣地所有者の間で確約書を締結しており、隣地所有者が改築等を行う際、当該工作物を撤去することとしています。確約書は、売買契約を締結する際に引き継ぎいたします。 6. 本物件外には、【資料４】のとおり擁壁が一部道路に設置されております。擁壁を残置される場合は、道路管理者との協議が必要となります。 7. 本物件の敷地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」内に含まれておりません。 8. 本物件は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定区域には指定されていません。また、現時点で土壌汚染のおそれがないことを確認済みです。 9. 本物件は現況のまま売却いたします。なお、擁壁解体に伴う工事費等は事業者の負担となります。 10. 現在、旧青葉小学校は青葉町団地地区計画における土地利用方針の指定のない区域に存しており、地区整備計画による最低敷地面積の制限はありませんが、提案内容を踏まえた土地利用や周辺住環境との調和を将来とも担保するため、売買契約後、地区整備計画を定める可能性があります。そのため、これに伴う都市計画変更の手続きに関して、必要な協議等に応じていただく必要があります。なお、青葉町地区計画の詳細につきましては、以下のリンク先をご参照ください。 ［札幌市ホームページ］ https://www.city.sapporo.jp/keikaku/toshikei/chikukeiichiran/chikuichiran.html

地図番号	境界標の種類及び筆界点の記号又は点名					
	種類	コンクリート標		金属標		
連拡176・連拡177 連拡188・連拡189	既設					
	新設	N1～N3, M1, M2		N4		
与点の種類	㋑. 公共基準点	ロ. 図根点		ハ. 登記基準点	二.	

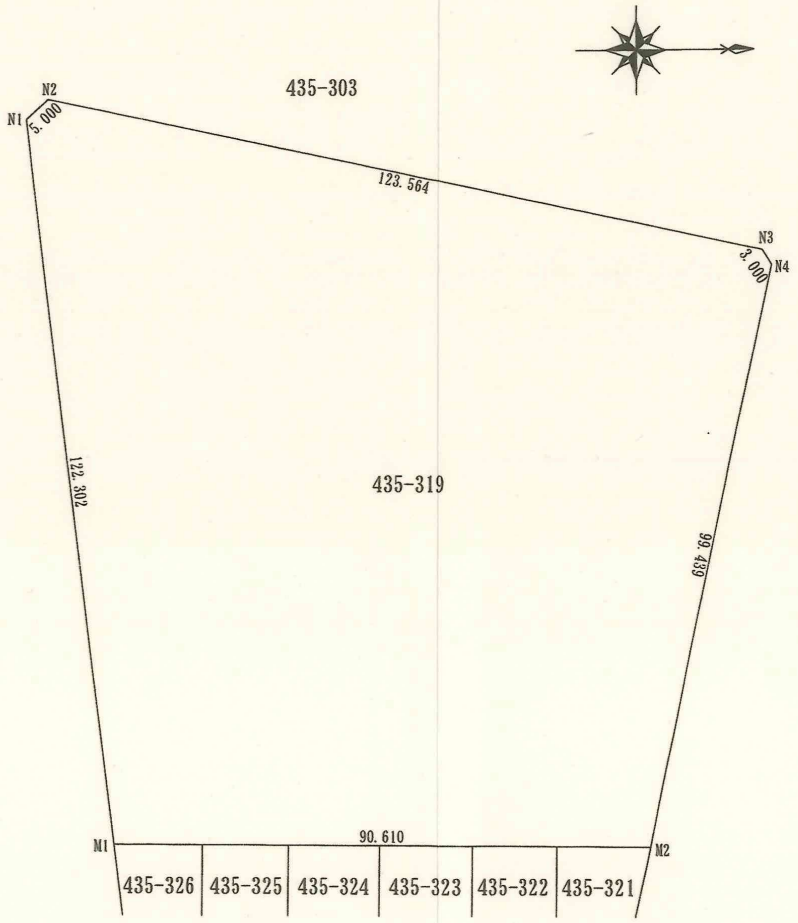
世界測地系

土地所在図 地積測量図

地番	435-319
土地の所在	札幌市厚別区青葉町六丁目

基準点成果表

種類	点名	X	Y
街区多角点	10C46	-107376.100	-62939.513
街区多角点	10C51	-107333.020	-63067.413
街区多角点	10C53	-107687.867	-63144.184



更正前　12273.06 ㎡
更正後　12275.80 ㎡

求積表

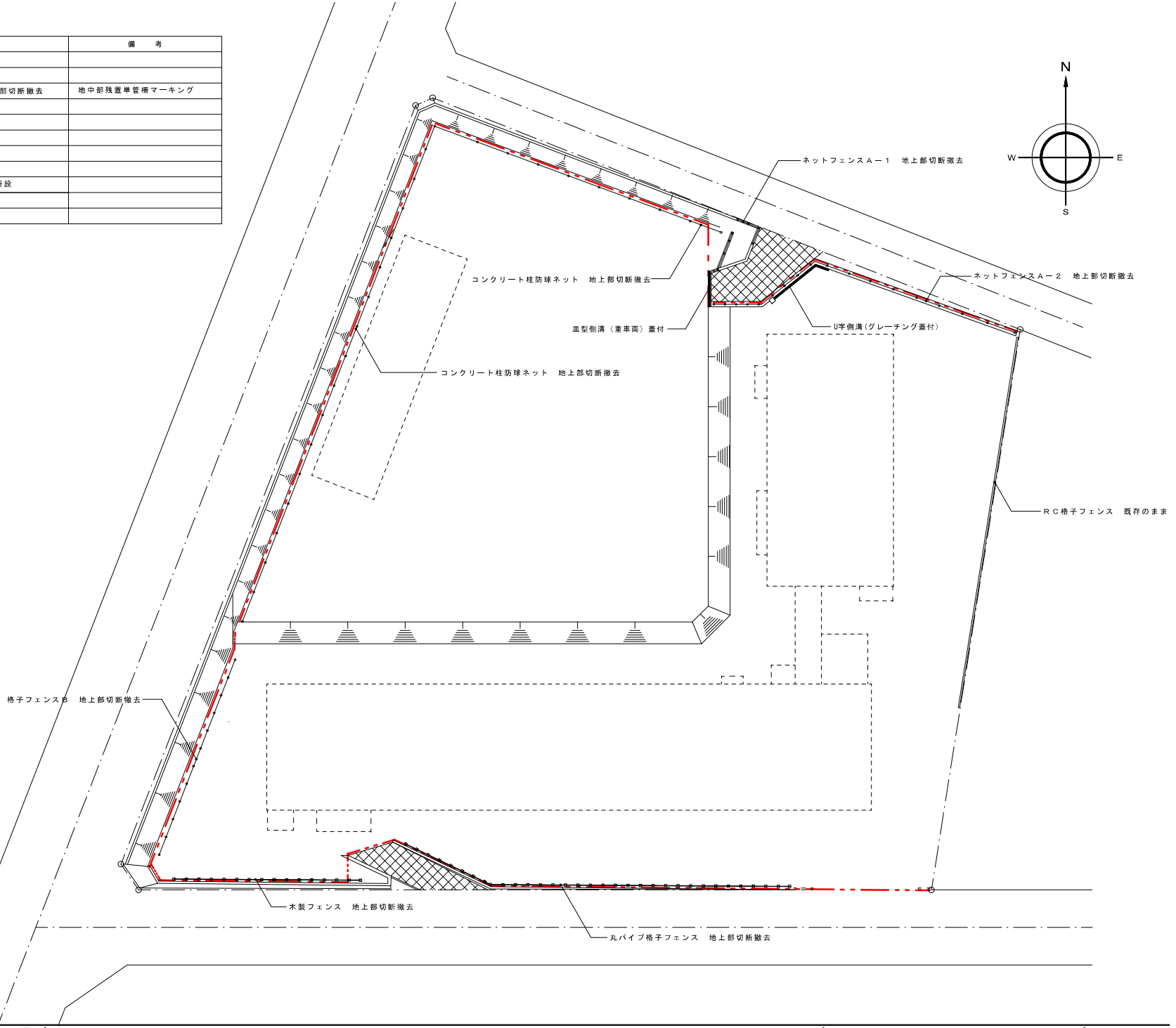
地番	435-319			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
N1	-107550.899	-63111.112	-124.818	13424288.111382
N2	-107547.192	-63114.468	23.157	-2490470.325144
N3	-107426.506	-63087.955	29.039	-3119558.307734
N4	-107424.886	-63085.429	99.700	-10710261.134200
M2	-107445.991	-62988.255	95.779	-10291069.571989
M1	-107536.590	-62989.650	-122.857	13211622.837630
			倍面積	24551.609945 ㎡
			面積	12275.8049725 ㎡

座標系	XII系
測量年月日	令和元年 7月 8日

作成者	札幌市北区屯田3条2丁目8番45号 土地家屋調査士 大西昭雄 (令和 元 年 8 月 13 日作成)	申請人	札幌市	縮尺	1/1,000

撤去後外構残置リスト

凡　例	種　　別	備　　考
	既存建物・・・解体撤去	
	アスファルト舗装・・・既存のまま	
図示	コンクリート柱防球ネット（柱25本、支柱2本）・・・地上部切断撤去	地中部残置単管柵マーキング
図示	丸パイプ格子フェンス・・・地上部切断撤去	
図示	木製フェンス・・・地上部切断撤去	
図示	格子フェンスB・・・地上部切断撤去	
図示	ネットフェンスA－1・・・地上部切断撤去	
図示	ネットフェンスA－2・・・地上部切断撤去	
	単管柵　H-1000　369m　（支柱根入れ800　@1500）・・・新設	
	皿型側溝（重車両）蓋付　L＝4.2m・・・既存のまま	
	U字側溝+雨水枡　L＝11.6m・・・既存のまま	



工事名　旧青葉小学校解体工事

図名　残置図１（撤去後外構平面図）

SCALE　1/600

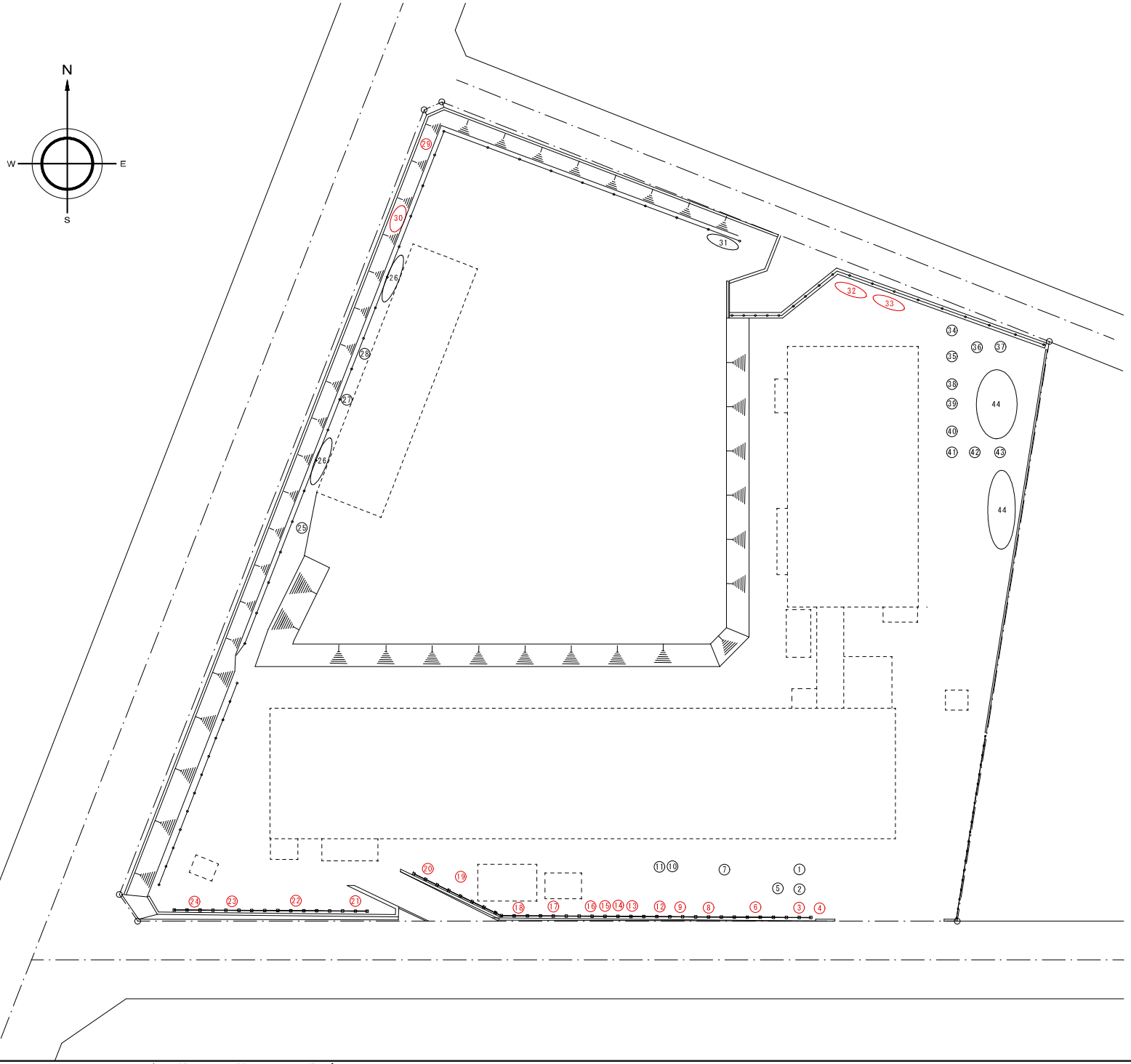
DATE　R6 2 29

株式会社　日　建　社

１級建築士事務所登録(石)1381　１級建築士第83688号田村邦夫

図面番号　D－１４０枚／内

設計番号



伐採・伐根　樹種リスト

番号	樹種名	C（cm）	H（m）	備考
①	ヤマモミジ	110	8.0	伐根
②	アカマツ	100	8.0	伐根
③	サクラ	140	8.0	伐採100残し
④	ヤマボウシ	30	4.0	伐採100残し
⑤	ウメ	30	4.0	伐根
⑥	サクラ	140	9.0	伐根
⑦	ナナカマド	130	9.0	伐根
⑧	サクラ	80	9.0	伐採100残し
⑨	サクラ	120	9.0	伐採100残し
⑩	ニシキギ	20	2.0	伐根
⑪	マユミ	20	2.0	伐根
⑫	マキ	30	5.0	伐採100残し
⑬	サクラ	160	8.0	伐採100残し
⑭	ナナカマド	100	10.0	伐採100残し
⑮	ハンノキ	140	12.0	伐採100残し
⑯	サクラ	130	9.0	伐採100残し
⑰	サクラ	130	9.0	伐採100残し
⑱	シダレヤナギ	170	12.0	伐採100残し
⑲	ナナカマド	100	9.0	伐採100残し
⑳	ナナカマド	90	8.0	伐採100残し
㉑	アカエゾマツ	110	14.0	伐採100残し
㉒	アカエゾマツ	110	14.0	伐採100残し
㉓	ナナカマド	80	6.0	伐採100残し
㉔	ナナカマド	80	7.0	伐採100残し
㉕	ムクゲ	60	3.0	伐根
㉖	シラカバ	9	2.5	伐根　50本
㉗	シラカバ	60	8.0	伐根
㉘	ヤナギ	60	8.0	伐根
㉙	シラカバ	60	7.0	伐採100残し
㉚	シラカバ	30	5.0	伐採100残し
㉛	ムクゲ	80	5.0	伐根　3本
㉜	シラカバ	70	6.0	伐採100残し
㉝	シラカバ	50	6.0	伐採100残し
㉞	アヅキナシ	80	9.0	伐根
㉟	ポプラ	120	18.0	伐根
㊱	ネグンドカエデ	50	15.0	伐根
㊲	サクラ	80	18.0	伐根
㊳	イタヤカエデ	50	15.0	伐根
㊴	ハンノキ	100	20.0	伐根
㊵	ニレ	70	10.0	伐根
㊶	ポプラ	110	15.0	伐根
㊷	ポプラ	90	15.0	伐根
㊸	イタヤ	90	15.0	伐根
㊹	ポプラ	9	4.0	伐根　50本

工事名　旧青葉小学校解体工事
検図　設計　製図
図名　残置図２（撤去後樹木配置図）
SCALE　1/600
DATE　R6 2 29
凡例

株式会社　日建社
1級建築士事務所登録(石)1381　1級建築士第83688号田村邦夫

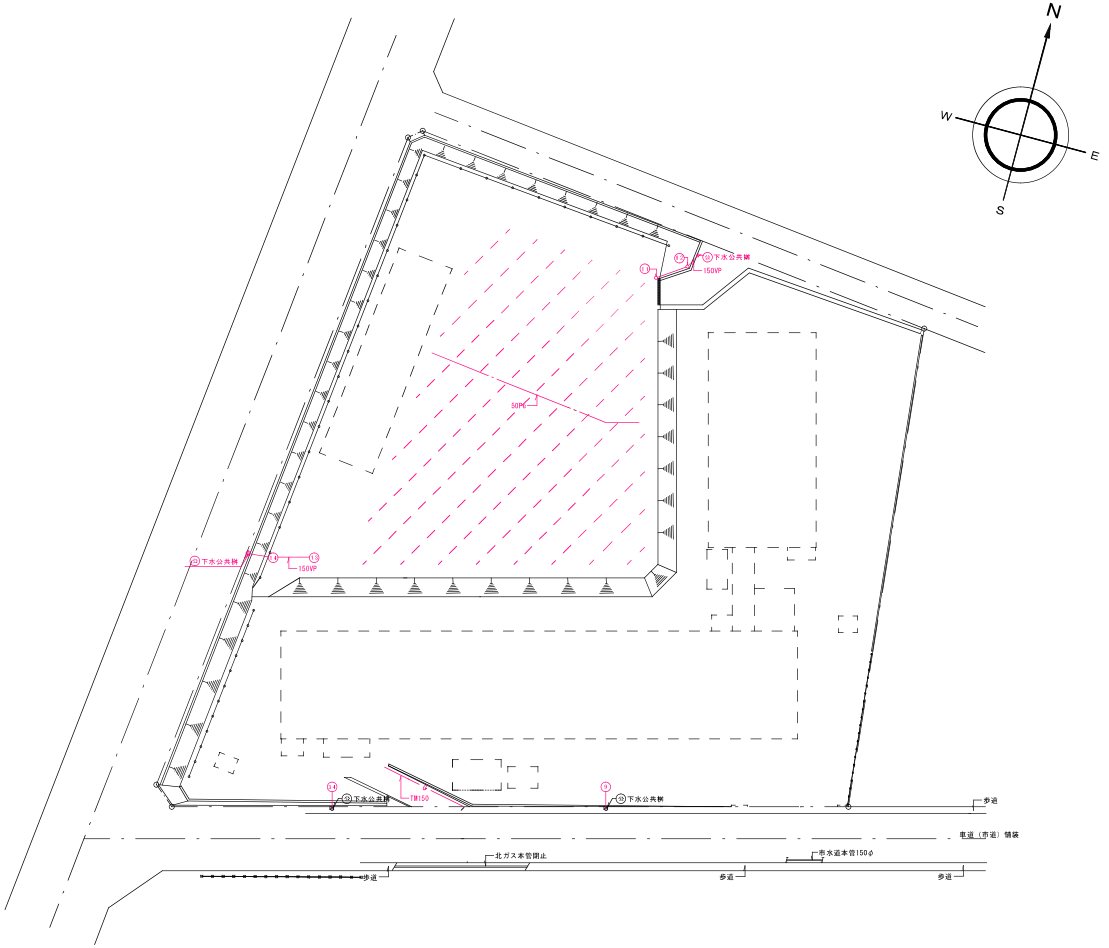
図面番号　D－１５２　枚／内
設計番号

撤去後配管残置リスト

名　　称	記　　号	記号（1）	管　　種	備　　考
給水管（屋外）	—— - ——	Pe	水道用ポリエチレン管二層管	グラウンド屋外給水管残置（暗渠管敷設範囲）
給水管（屋内）	—— - ——	LN	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管（白）	
給水管（プール様）	—— - ——	VP	水道用硬質塩化ビニール管	
水抜き用管	————	VP	水道用硬質塩化ビニール管	
給湯管（校舎様）	—— I ——	CU	給湯用銅管	
給湯管（プール様）	—— I ——	HTLP	耐熱塩化ビニール管	
排水管	————	DVLP	排水用硬質塩化ビニールライニング鋼管	
排水管（雨水管）	—— RD ——	A	配管用炭素鋼鋼管（白）	
排水管（通気管）	— — —	A	配管用炭素鋼鋼管（白）	
排水管（汚水管）	——▷——	φ	配管用鋳鉄管	
プール循環水管	————	PS	水道用硬質塩化ビニール管	
排水管（通気管）	— — —	VP	水道用硬質塩化ビニール管	
消火管	—— X ——	A	配管用炭素鋼鋼管（白）	
ガス管（屋内）	—— G ——	TW	ガス配管用鋳鉄管	斜路舗装下ガス管残置（道路境界でガス管閉止）
油　配管	—— O ——	φ	外面被覆鋼管	

撤去後屋外排水他残置リスト

記　号	名　　称	桝　径	深　さ	蓋　種　類	備　　考
1	汚　水　桝	600φ	500H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
2	汚　水　桝	600φ	580H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
3	汚　水　桝	600φ	630H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
4	汚　水　桝	600φ	730H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
5	汚　水　桝	600φ	890H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
6	汚　水　桝	600φ	1，050H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
7	汚　水　桝	600φ	1，190H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	撤去
8	汚　水　桝	900φ	1，380H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	撤去
9	汚　水　桝	900φ	1，580H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	公共桝へ接続（残置）
10	汚　水　桝	900φ	1，800H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	撤去
11	汚　水　桝	900φ	2，020H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	公共桝へ接続（残置）※木製ポール設置
12	汚　水　桝	900φ	地盤高−800 2，120H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	公共桝へ接続（残置）
公	公　共　桝	400φ	地盤高−1000 800H		
T1	トラップ桝	600φ	550H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T2	トラップ桝	600φ	710H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T3	トラップ桝	600φ	1030H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T4	トラップ桝	600φ	800H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T3	トラップ桝	600φ	1030H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T4	トラップ桝	600φ	800H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T3	トラップ桝	600φ	1030H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
T4	トラップ桝	600φ	800H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	撤去
13	トラップ桝	900φ	2，000H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	不明桝残置→公共桝接続※木製ポール設置
14	トラップ桝	900φ	2，000H	MHAA−R600φ（ダク鉄）	不明桝残置→公共桝接続
34	汚水桝	600φ	1，800H	MHAA−R500φ（ダク鉄）	不明桝残置→公共桝接続



配置図　公共布設平面図　S＝1/500

暗渠排水管敷設残置の可能性あり（暗渠仕様不明）

工事名	旧青笈小学校解体工事　機械設備	検図	設計	製図
図名	残置図３（撤去後屋外排水平面図）	SCALE A1：1/500　A3：1/1000	DATE R6．2．29	

凡　例

株式会社　日　建　社

１級建築士事務所登録(石)1381　１級建築士第83608号田村邦夫

図面番号	M−001
設計番号	

校ノ内

撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

記号	桝　名	桝径	深さ（H）	蓋種類	備　考
1-1	汚　水　桝	450φ	300	MHAA－R400φ	撤　去
1-2	汚　水　桝	450φ	315	MHAA－R400φ	撤　去
1-3	汚　水　桝	450φ	410	MHAA－R400φ	撤　去
1	汚　水　桝	450φ	450	MHAA－R400φ	撤　去
2	汚　水　桝	450φ	495	MHAA－R400φ	撤　去
3	汚　水　桝	450φ	555	MHAA－R400φ	撤　去
4	汚　水　桝	450φ	670	MHAA－R400φ	撤　去
5	汚　水　桝	450φ	730	MHAA－R400φ	撤　去
6	汚　水　桝	450φ	840	MHAA－R400φ	撤　去
7	汚　水　桝	450φ	900	MHAA－R400φ	撤　去
8	汚　水　桝	600φ	930	MHAA－R500φ	撤　去
9	汚　水　桝	600φ	1020	MHAA－R500φ	公共桝へ接続（残置）※木製ポール設置
10	汚　水　桝	600φ	380	MHAA－R500φ	撤　去
11	汚　水　桝	600φ	430	MHAA－R500φ	撤　去
12	汚　水　桝	600φ	480	MHAA－R500φ	撤　去
13	汚　水　桝	450φ	630	MHAA－R400φ	撤　去
14	汚　水　桝	600φ	700	MHAA－R500φ	撤　去
15	汚　水　桝	450φ	800	MHAA－R400φ	撤　去
16	汚　水　桝	450φ	880	MHAA－R400φ	撤　去
17	汚　水　桝	450φ	940	MHAA－R400φ	撤　去
18	汚　水　桝	450φ	300	MHAA－R400φ	撤　去
19	汚　水　桝	450φ	350	MHAA－R400φ	撤　去
20	汚　水　桝	450φ	570	コンクリート蓋450φ	撤　去
21	汚　水　桝	450φ	590	MHBB－R400φ	撤　去

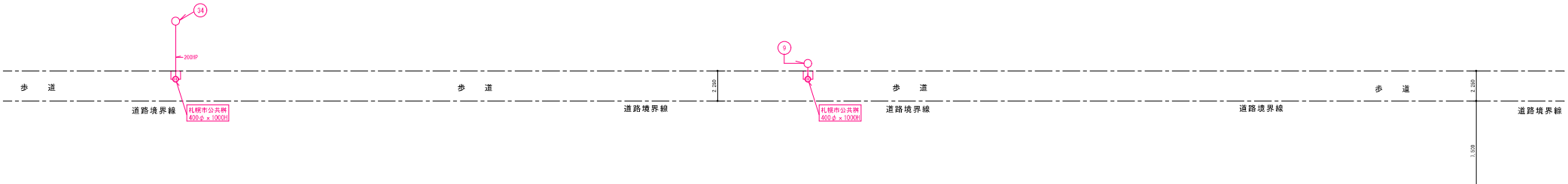
撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

記号	桝　名	桝径	深さ（H）	蓋種類	備　考
22	汚　水　桝	600φ	690	MHAA－R500φ	撤　去
23	汚　水　桝	600φ	730	MHAA－R500φ	
24	汚　水　桝	600φ	360	コンクリート蓋600φ	撤　去
25	汚　水　桝	450φ	370	MHAA－R400φ	撤　去
26	汚　水　桝	450φ	400	MHAA－R400φ	撤　去
27	汚　水　桝	600φ	560	MHAA－R500φ	撤　去
28	汚　水　桝	600φ	660	MHAA－R500φ	撤　去
29	汚　水　桝	600φ	735	MHAA－R500φ	撤　去
30	汚　水　桝	600φ	765	MHAA－R500φ	撤　去
31	汚　水　桝	600φ	845	MHAA－R500φ	撤　去
32	汚　水　桝	600φ	945	MHAA－R500φ	撤　去
33	汚　水　桝	600φ	1020	MHAA－R500φ	撤　去
34	汚　水　桝	600φ	1080	MHAA－R500φ	公共桝へ接続（残置）※木製ポール設置
35	汚　水　桝	600φ	900	MHAA－R500φ	撤　去
36	汚　水　桝	450φ	600	MHAA－R400φ	撤　去

撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

記号	桝　名	桝径	深さ（H）	蓋種類	備　考
A	泥　溜　桝	600φ	300	コンクリート蓋600φ	撤　去
B	泥　溜　桝	450φ	325	MHAA－R400φ	撤　去
C	泥　溜　桝	450φ	350	MHAA－R400φ	撤　去
D	泥　溜　桝	450φ	400	MHAA－R400φ	撤　去
E	泥　溜　桝	450φ	430	MHAA－R400φ	撤　去



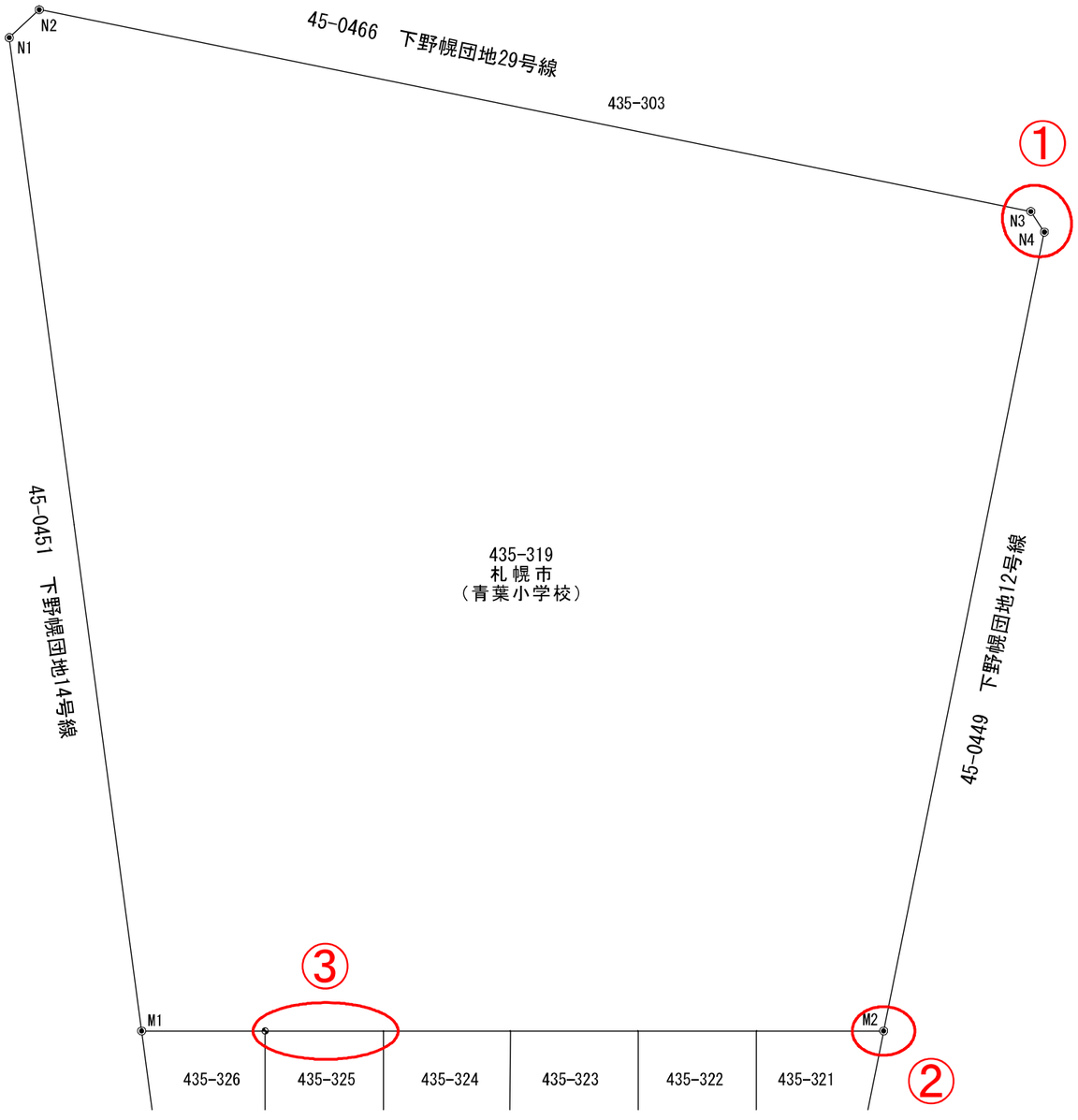


工事名	旧青葉小学校解体工事　機械設備	検図 / 設計 / 製図	凡例
図名	残置図４（撤去後校舎棟屋外排水平面図）	SCALE A1：1/150　A3：1/300	DATE R6　2　29

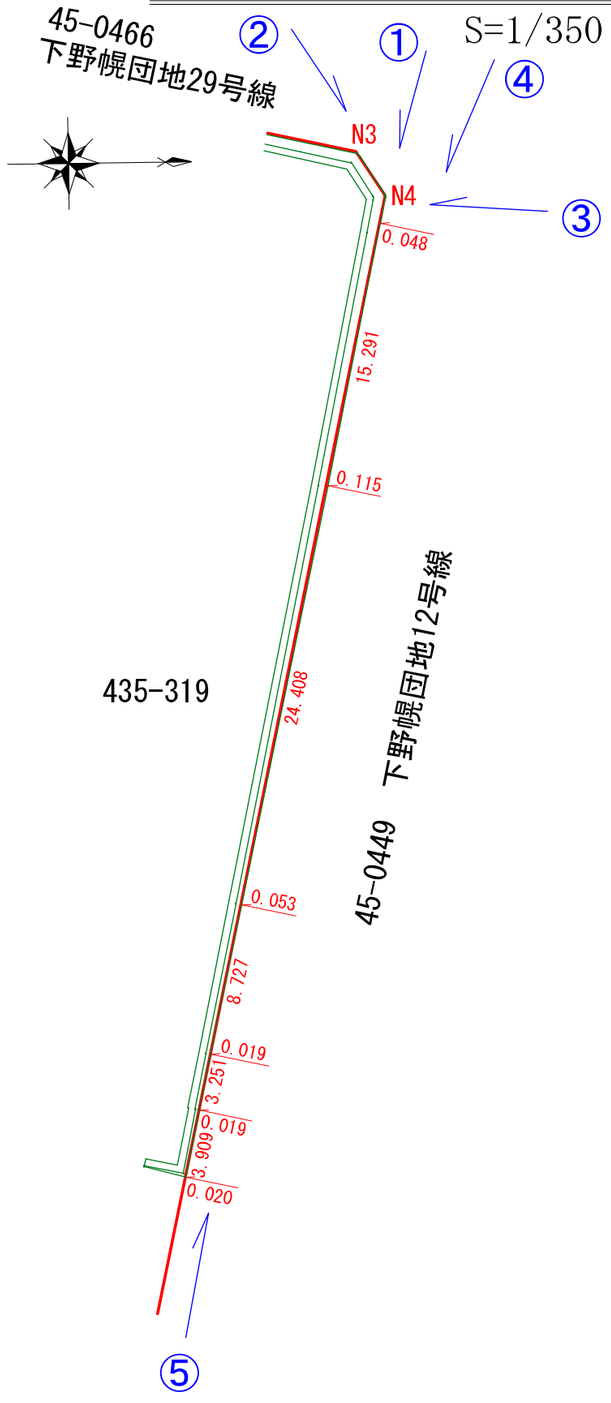
株式会社　日　建　社
1級建築士事務所登録(石)1381　1級建築士第83688号田村邦夫

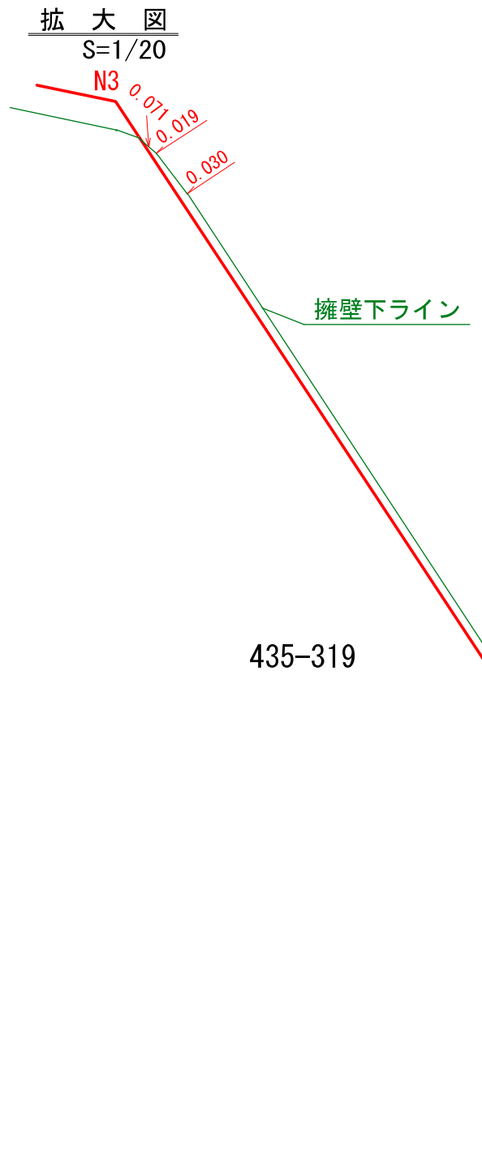
図面番号 M－002 改ノ内
設計者号

物件調査箇所図


N2
N1
45-0466　下野幌団地29号線
435-303
①
N3
N4
45-0451　下野幌団地14号線
435-319
札幌市
（青葉小学校）
45-0449　下野幌団地12号線
③
M1
M2
435-326
435-325
435-324
435-323
435-322
435-321
②

物 件 調 査 図 ①

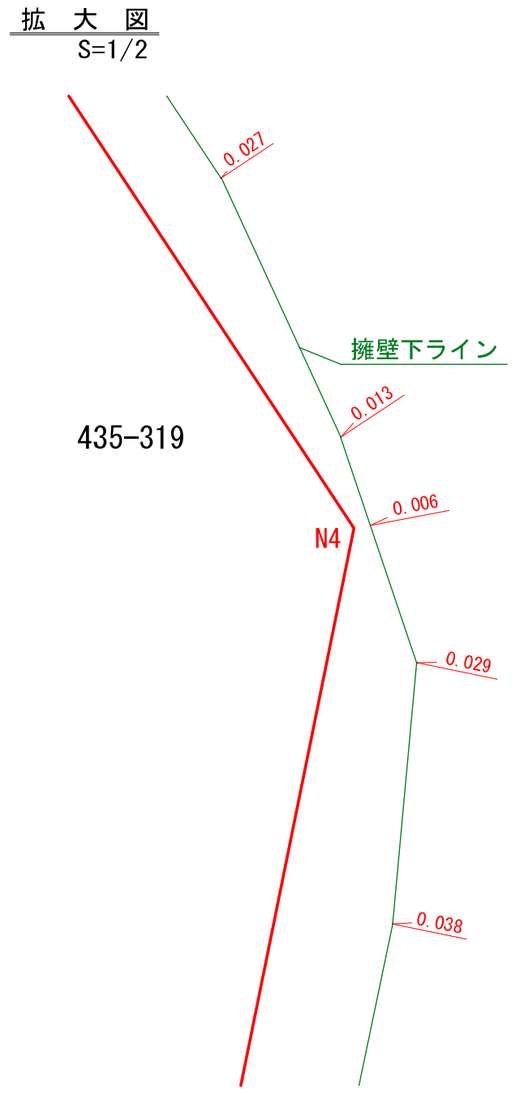




住　所	札幌市厚別区青葉町６丁目 435番319
氏　名	札　幌　市
物件の内容	コンクリート擁壁

求　積　式

コンクリート擁壁　　CAD求積による ＝　3.91㎡



物 件 調 査 図 ①

住　所	札幌市厚別区青葉町６丁目 435番319
氏　名	札　幌　市
物件の内容	コンクリート擁壁

①



②



③



④



⑤



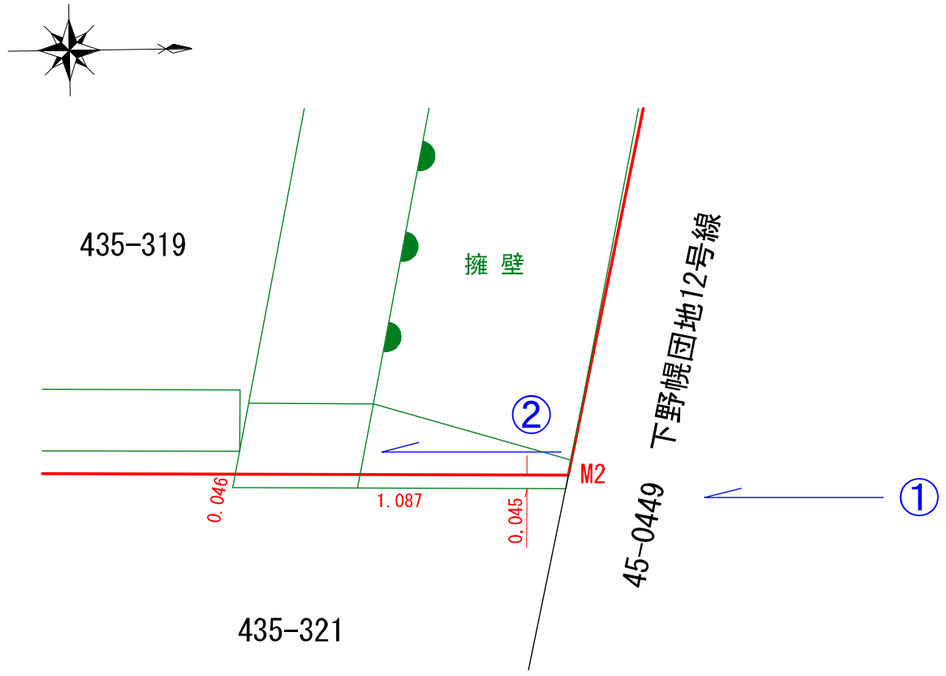
物 件 調 査 図 ②

S=1/20

住　所	札幌市厚別区青葉町６丁目 435番319
氏　名	札　幌　市
物件の内容	コンクリート擁壁

求　積　式

コンクリート擁壁　　CAD求積による ＝　0.04㎡



①



②

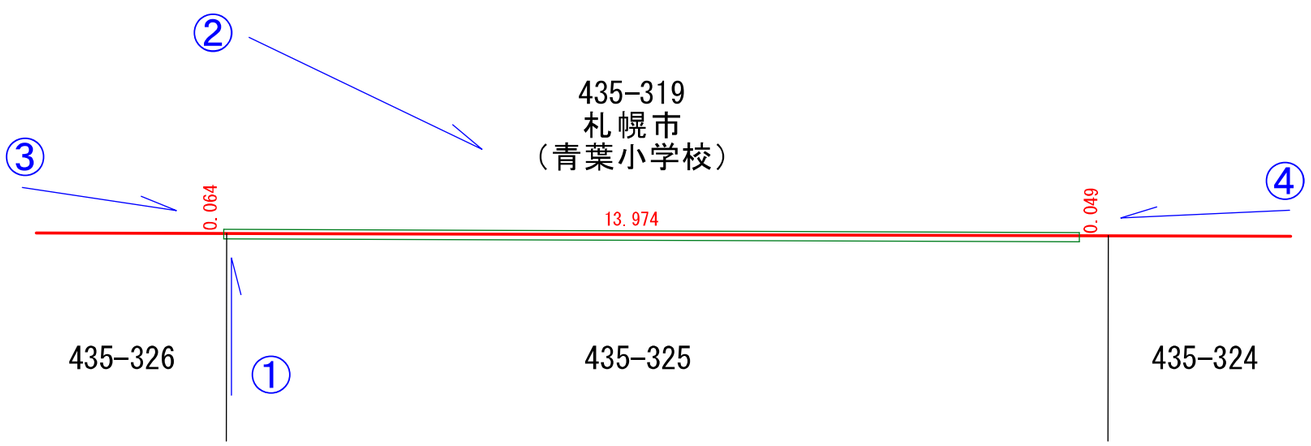


物 件 調 査 図 ③

S=1/100

住　所	札幌市厚別区青葉町６丁目 435番325
氏　名	阿部　小たき
物件の内容	ブロック塀

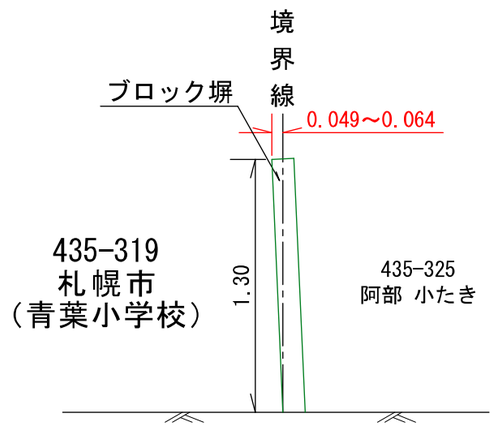
平　面　図



求　積　式

ブロック塀　　CAD求積による　＝　0.78㎡

側　面　図



※ ブロック塀は傾斜している為、上部のみ青葉小学校敷地に越境しています。

①



②



③



④

